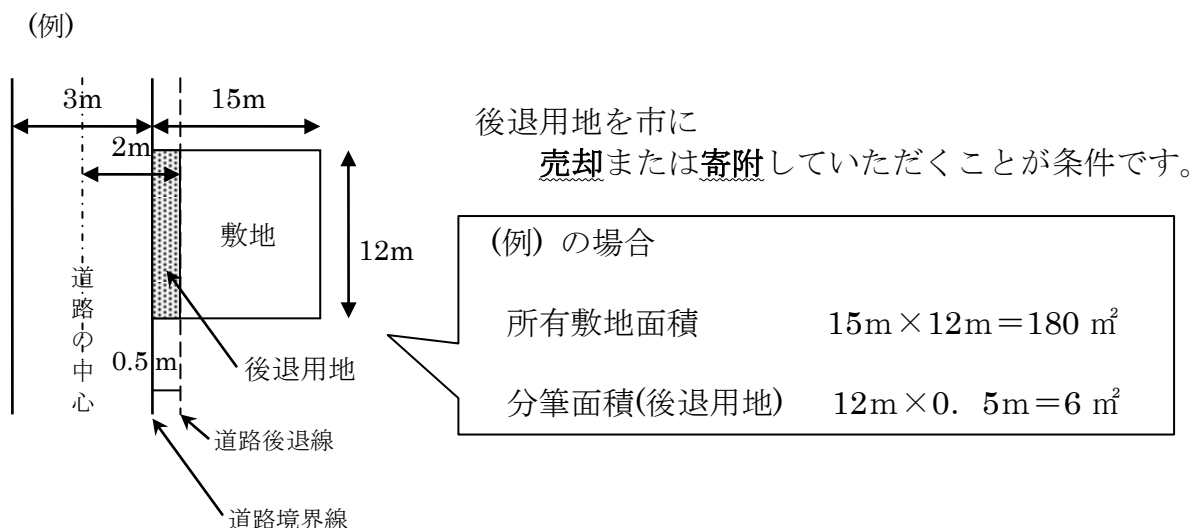


後退用地に対する補助と買取りに関する概要

狭あい道路（セットバックが必要な道路）に接する土地で建築物を建築する場合，道路の中心から 2m 後退する必要があります。石岡市では，道路後退用地の分筆測量や塀などの撤去に対する助成制度を設け，後退用地の受け入れを行っています。



【Ⅰ】分筆測量補助

後退用地を市へ売却または寄附するために，後退用地の分筆測量登記に係る費用について補助する制度です。

補助金額は，20 万円を限度とし，算定額が 20 万円に満たない場合は算定額とします。

○分筆測量補助についての注意点

- ア．補助の対象となるのは，後退用地の分筆に伴う分筆測量登記費用です。
- イ．申請の際は，見積書と報酬額計算書等（見積根拠）が必要となります。
- ウ．見積書は，依頼する土地家屋調査士事務所の定めた報酬基準又は(社)茨城県公共嘱託登記土地家屋調査士報酬基準により算定（見積り）してください。
- エ．算定額の 1,000 円未満は切り捨てとします。

【Ⅱ】既存塀等の撤去補助

後退用地内にある既存塀等の撤去費用について補助する制度です。

補助金額は，市が定める算定基準により算出した額とし，当該算出額が 40 万円を超えたときは，その額と 40 万円との差額の 2 分の 1 の額を加算した額とします。

表-1 撤去する場合の補助金算定表

区分	種類	補助金額
工作物	木柱金網柵, 建仁寺垣等	1,000 円/㎡
	フェンス, 万年塀等	2,000 円/㎡
	ブロック積塀, 鉄筋コンクリート塀等	5,000 円/㎡
	大谷石塀	15,000 円/㎡
	玉石積擁壁, 間知ブロック積擁壁等	12,000 円/㎡
	鉄筋コンクリート擁壁等	15,000 円/㎡
生け垣	樹高 1.0m未満	1,000 円/本
	樹高 1.0m以上 2.0m未満	2,000 円/本
	樹高 2.0m以上	3,000 円/本
樹木	幹周 30 c m未満	1,000 円/本
	幹周 30 c m以上 60 c m未満	3,000 円/本
	幹周 60 c m以上	10,000 円/本

<参考例 1> 生け垣 高さ 1.2m, 間口 20m 60 本の場合

【生け垣の移植または伐採の補助金額計算 (1 本当たりの価格×本数)】

2,000 円/本×60 本=120,000 円

補助金額 120,000 円

<参考例 2> ブロック積塀 高さ 1.5m, 間口 30m の場合

【コンクリートブロック塀撤去の補助金額計算 (1 ㎡当たりの価格×面積)】

5,000 円/㎡×45 ㎡=225,000 円

補助金額 225,000 円

<参考例 3> 算出額が 540,000 円の場合

【400,000 円を超える場合は, 超えた額の 1/2 を 400,000 円に加算する】

400,000 円 + (540,000 円 - 400,000 円) / 2 = 470,000 円

補助金額 470,000 円

○既存塀等の撤去補助についての注意点

- ア. 生け垣を移植するときには, 枝張りを考慮して後退用地よりも 30cm 以上敷地内に移植してください。
- イ. 面積の算定は, 地上部分(延長×高さ)で算出します。
- ウ. 補助金額の 1,000 円未満は切り捨てとします。

【Ⅲ】後退用地等の買取り

後退用地の買取りを行う制度です。買取り額は, 以下の通りとします。

- 道路後退用地 1 ㎡当たりの固定資産評価額の 3 分の 2 の金額に買取り面積を乗じた額
- すみ切り用地 1 ㎡当たりの固定資産評価額に買取り面積を乗じた額